

2017年12月8日 森信茂樹：中央大学法科大学院教授 東京財団上席研究員

教育無償化や「106万円の壁」の解消、誰もが納得する方法はある

総選挙前に、安倍首相が打ち出した幼稚園や保育園、大学の「教育無償化」に向けた議論が迷走している。当初は、12月上旬に「2兆円規模の政策パッケージ」をまとめる予定だったが、与党などとの合意が得られないまま、詳細な制度設計は「有識者会合で細部を詰め来年夏までに結論を出す」と、先送りされた。

「教育無償化」議論の迷走

背景にさまざまな「逆転現象」



Photo:首相官邸 HP より

迷走は、無償化の対象をどこまで拡大するかなど、事前に選挙公約の内容について、議論を深めていなかったことが原因だ。

自党内からは「負担できる方には負担をお願いするのが、今までの教育や社会保障政策の考え方だった。完全無償化はいかがなものか」などの、異論や反発が強まり、政府と与党との間で合意ができなかった。

世論もさまざま意見がある。

日本経済新聞社とテレビ東京による 11 月 24～26 日の調査では、例えば「3～5 歳児の認可保育所の無償化」に対して、「高所得者は一定の自己負担をすべき

だ」が57%と過半を占めた。「所得に関係なく無償化すべきだ」は26%、「所得に関係なく無償化すべきでない」は11%だった。

合意が得られない背景には、制度設計のやり方でさまざまな不合理が生まれる恐れがあるからだ。

3～5歳児の認可保育所の費用は、利用者が所得に応じて料金を負担している。これを無償化すると、高所得世帯ほど負担軽減が多くなるという事情がある。

このことは高等教育の無償化についても同様だ。

住民税が非課税の低所得世帯を対象に、返済義務のない給付型奨学金を拡充したり、高額授業料を補助したりするという案が出ているが、この場合、低所得ということで住民税がかからない世帯が、住民税を払う世帯よりも実質的に多くの所得を得ることになる「逆転現象」が起きる。

適用の可否を一定の収入という

「点」で決める制度設計のミス

制度設計によって、新たな負担の不公平を生んだり、働き方に影響を与えたりする問題は、日本の税制や社会保障制度では多くの分野で見受けられる。

その典型が、「社会保険料の壁」だ。

2016年10月から多くの大企業については、パートなどが社会保険に加入する場合の年収要件が、これまでの130万円から106万円に引き下げられた。

これ自体は、年金制度の拡充であり望ましい方向なのだが、106万円のところで、これ以上、働いて稼ぐと社会保険料負担が生じる。

問題は、その結果、手取り収入が最大16万円減ることになるので、この「点」（106万円）を超えないようにと、就労を調整することが起きていることだ。

つまり社会保険料の負担が手取り収入を減らすため、就労の壁になってしまっているのだ。

最近では人手不足もあって、パートの時給は増加し1000円程度に引き上げられた。社会保険料負担を回避するために、これまでより毎月の勤務時間を3、4日減少させる就労調整が行われ、これがますます人手不足に拍車をかけるという悪循環が生じ始めている。

こうした現象が生じる原因は、適用の可否を一定の収入という「点」で決めるという制度設計のミス（粗さ）にある。

収入に応じて給付を調整する

「勤労税額控除」制度導入を

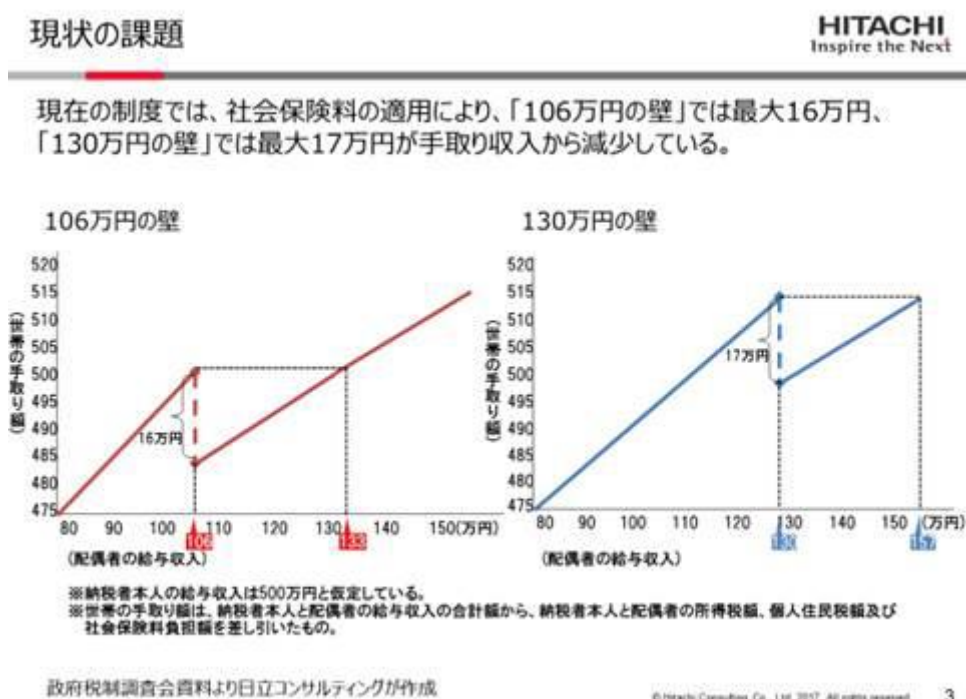
欧米諸国では、こうした逆転現象・就労調整が生じないように、「勤労税額控除」や「ユニバーサルクレジット（給付付き税額控除）」などの制度を導入して、「点」ではなく、収入に応じてなだらかに適用していくような制度設計をしている。

勤労税額控除・給付付き税額控除と言うと難しそうだが、要するに、「壁」が生じないように、本人や世帯の収入に応じて、社会保障給付を逡増させたり逡減させたりする制度である。

筆者は、日立コンサルティングと共同して、以下のような勤労税額控除（つまり、減税と給付の組み合わせ、実際は収入に応じて逡減する社会保障給付）を行えば、逆転現象がなくなり、就労調整もなくなるという提言をしたことがある。

下記の図でその説明をしよう。

◆図表 1



拡大画像表示

図表 1 は、例えば、左のケースでは、配偶者の給与収入が 106 万円を超える

と、本人の社会保険料負担が 16 万円生じ、手取りの逆転現象が生じること、手取り 106 万円の水準に戻るためには本人が 133 万円の収入が得られるまで追加的に働く必要があること、を示したものだ。

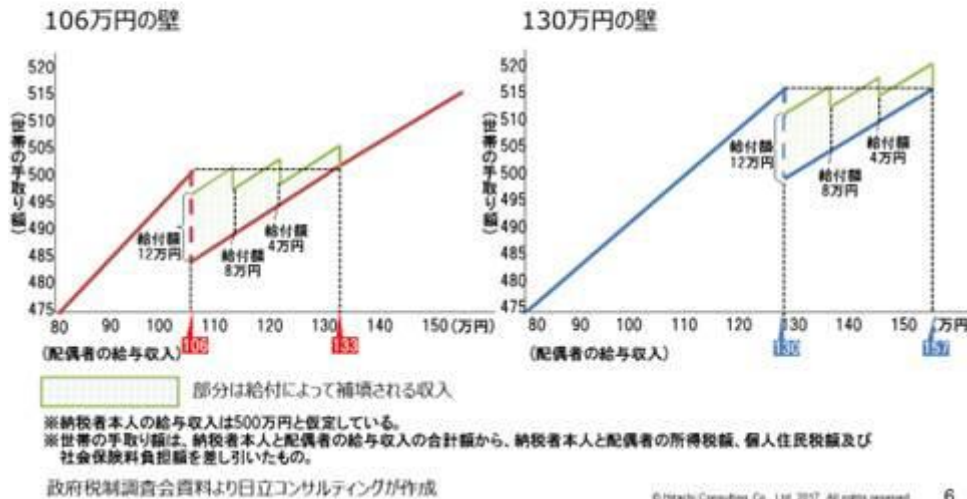
つまりその間は「ただ働き」となるので、延長して働くより子どもや両親の世話をした方がいい、という「就労調整」が生じてしまう。

そこで**図表 2**のように、106 万円を超えて働く際は、保険料負担増による手取り収入減を補う形で、国から一定額の社会保障給付が受けられる制度（勤労税額控除）を導入すれば、就労調整を行うインセンティブは大幅に減少する。

具体的には、収入に応じて 3 段階に分けて、12 万円、8 万円、4 万円の給付をすれば（図表の緑色の部分）、逆転現象は大幅に少なくなる。

◆図表 2

給付パターンC：給付対象に対して、給与額に応じて12万円、8万円、4万円を給付
手取り額の減少を、最大で4万円に抑えることができる。



拡大画像表示

世帯所得の把握に

マイナンバー活用を

日本でも、逆転現象・就労調整が生じないようにしようとするなら、こうした
勤労税額控除制度のような仕組みを考えることだ。

マイナンバーを活用して正確な所得を把握すること、次に、それをもとにして、
逆転現象が生じないように一定金額の社会保障給付を手当てしていくことであ
る。

この勤労税額控除制度の導入に必要な財源を試算すると、2700 億円弱となる。

だが制度の導入で、逆転現象のような不合理は相当是正されるし、誰もがそう

いうことを気にかけずに働けるだけ働ける。何よりも公平な負担と受益の関係が確立されるので社会保障制度への信頼は強まるだろう。

またマイナンバーの最大の利点は、所得が世帯単位で把握できるという点にある。教育無償化でも、世帯所得ベースで無償化の対象範囲を決める場合には、これを活用することはマストともいえる。

3～5歳児の保育所費用の無償化でも、高所得者ほど無償化の恩恵が大きいという事態を避けるためには、まずは世帯ごとの収入を把握し、きめ細かく給付で対応すれば、おかしな逆転は避けることができる。

高等教育無償化でも、マイナンバーをうまく活用して世帯所得をきちんと把握する体制を作り、そのうえで低所得世帯が住民税非課税世帯より不利にならないような制度設計を採用することが大事だ。

住民税非課税世帯の方が、働いて住民税を払っている世帯より得をするという愚かな制度（を作ってはならない。税金を払っている納税者を向いた政策を行うべきだ。

多大の税金を投入して導入されたマイナンバーはこのようなケース（世帯所得の合算）にこそ活用すべきなのだ。

（中央大学法科大学院教授 東京財団上席研究員 森信茂樹）


```
<iframe src="//www.googletagmanager.com/ns.html?id=GTM-MB8ZLX"  
height="0" width="0" style="display:none;visibility:hidden"></iframe>
```